

令和5年8月31日開会

令和5年第3回
つがる市議会定例会

提出議案市長説明要旨

つ が る 市

本日ここに、令和5年第3回つがる市議会定例会の開会にあたり、上程されました議案について、その概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと思っております。

提案理由の説明に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今年度の「馬市まつり」は4年ぶりに制限のない形で開催し、大きなトラブルや事故もなく、無事に終了することができました。これも参加団体を始めとする関係各位並びに議員各位のご理解とご協力によるものであり、厚く御礼申し上げます。

また、「イオンモールつがる柏」会場での新田火まつりでも、多くの方々にお越しいただき、熱い「つがる」のまつりを楽しんでいただけたものと思っております。

一方、今夏の記録的な猛暑で、津軽地方はリンゴの日焼けが見られ、果物や野菜の生育不良などの被害が懸念されます。また、水稻は稲刈りの適期が平年より

10日ほど早まることから、刈り遅れの品質低下を防ぐため、稲刈りの準備を早めに行い、適期内の収穫をお願いするものです。

それでは、本定例会に提出いたしました予算案4件、決算5件、条例案4件、その他1件、諮問3件の、合わせて17件についてご説明申し上げます。

まず、予算案についてご説明申し上げます。

議案第57号「令和5年度つがる市一般会計補正予算（第5号）（案）」は、当初予算に見込めなかった経費、緊急を要する経費などについて、所要の予算措置を講ずることとしたものであります。

その結果、一般会計の予算規模は既決予算に5億1,555万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を234億3,733万7千円とするものであります。

それでは、歳出に計上された主なるものについて、款を追ってご説明申し上げます。

2款総務費では、財政管理費において、令和4年度の決算剰余金などを踏まえ、財政調整基金積立金に

3億円を追加計上しました。

3款民生費では、社会福祉施設管理費において、稲垣デイサービスセンターの屋根の改修工事費を計上しました。

8款土木費では、道路維持工事費を5,128万1千円追加計上しました。

10款教育費では、令和7年度からの35人学級に対応するため、普通教室が不足する向陽小学校の改修設計業務委託料170万5千円を計上しました。

また、図書館の累計来館者150万人達成が見込まれることから、記念式典開催費の予算を追加計上してございます。

次に歳入予算について、ご説明申し上げます。

補正予算の主なる財源といたしましては、普通交付税の交付額が確定したことから、4億3,517万4千円を計上したほか、令和4年度決算に基づく繰越金4億4,334万1千円を追加計上しました。

議案第58号から議案第60号までの令和5年度

各特別会計補正予算案3件につきましては、予算決算特別委員会でのご審議の際に、詳細にご説明申し上げます。

次に決算についてご説明申し上げます。

決算の認定については、議案第61号から議案第65号までの5件を提案しております。

令和4年度つがる市一般会計及び特別会計の決算が確定しましたので、地方自治法の規定に基づき、監査委員の意見並びに関係書類を付して認定をお願いするものであり、いずれの会計におきましても、実質収支の黒字を確保したものとなっております。

次に、条例案についてご説明申し上げます。

議案第66号「つがる市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案」は、新型コロナウイルス感染症の位置付けが、関係法令における5類感染症に移行したことに伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

議案第67号「つがる市火災予防条例の一部を改

正する条例案」は、消防法施行規則の一部改正に伴い、急速充電設備の出力上限を撤廃し、また「喫煙等の標識」は、健康増進法及び国際標準機構又は日本産業規格が定めたものを使用するため、所要の改正を行うものであります。

議案第68号「つがる市附属機関設置条例及びつがる市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」は、市が実施した予防接種等に起因して発生したと思われる健康被害と当該予防接種の因果関係の調査を行う委員会の設置と報酬を定めるため提案するものであります。

議案第69号「つがる市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」は、国が定める関係要綱の一部改正により、放課後児童支援員の要件が変更されたことから、所要の改正を行うため提案するものであります。

議案第70号「西北五環境整備事務組合を組織する

地方公共団体の数の増加及び西北五環境整備事務組合規約の変更の件」は、新たに共同処理する「新ごみ焼却施設」の設置に関する事務に鱒ヶ沢町、深浦町の2町を加えるとともに、それに伴い、議員定数等に変更が必要となることから規約の変更を行うものであります。

次に諮問第1号と諮問第2号の「人権擁護委員の推薦につき意見を求めるの件」は、任期満了となる吉田恵美子氏、佐藤修子氏を後任の委員として再び推薦いたしたく、意見を求めるものであります。

また、諮問第3号の人権擁護委員の推薦は、前任者の退任に伴い、新たに伊藤祐子氏を推薦いたしたく、意見を求めるものであります。

以上、提出議案の概要についてご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、ご質問に応じ、本職をはじめ関係者から詳細にご説明申し上げたいと思います。

何卒、慎重にご審議の上、原案どおり御議決、

御承認、御同意を賜りますようお願い申し上げ、提出
議案の説明といたします。